

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		豊島区国民健康保険運営協議会（令和6年度 第1回）
事務局(担当課)		区民部国民健康保険課
開催日時		令和6年9月3日（火曜） 午後4時00分～午後5時00分
開催場所		議員協議会室（区役所本庁舎8階）
議 題		<p>1. 開会 （1）区長あいさつ</p> <p>2. 審議 （1）豊島区国民健康保険条例の一部改正について [資料1]</p> <p>3. 報告 （1）国民健康保険事業の実績及び取り組みについて [資料2-1、2-2、3] （2）令和6年度国民健康保険事業会計の補正について [資料4] （3）国民健康保険証とマイナンバーカードの一体化について [資料5]</p> <p>4. 閉会</p>
公開の可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	池田裕一（議長）、木村雅章、小甲正雄、佐向弘子、下山千代子、安井敦子 埴昭一郎、折目由紀彦、久保信彦、佐野雅昭、篠田太郎、林健博 片岡きょうこ、辻薫、西崎ふうか、林二葉、森とおる 北田重夫、計良邦昭、（19名 敬称略）
	その他	
	事務局	区民部長、健康部長、国民健康保険課長、介護保険課長、高齢者医療年金課長 国民健康保険課管理係長、同資格・保険料係長、同整理収納係長、同特別整理係長、同 高齢者医療年金課後期高齢者医療係長、同管理係長、介護保険課管理係長 国民健康保険課職員（5名）

会 議 録

会 議 の 結 果	諮問事項 1 件 審議の結果、原案を適当と認める。 報告事項 3 件
提出された資料等	資料 1 豊島区国民健康保険条例の一部改正について 資料2-1 収納率向上の取り組み 資料2-2 収納状況等について 資料 3 豊島区疾病大分類別医療費 年度別一覧 資料 4 令和 6 年度国民健康保険事業会計の補正について 資料 5 国民健康保険証とマイナンバーカードの一体化について
その他	

令和6年度 第1回豊島区国民健康保険運営協議会会議録

○国民健康保険課長

皆様お待たせいたしました。定刻となりましたので、令和6年度第1回国民健康保険運営協議会を開催させていただきたいと思っております。私は国民健康保険課長の梅本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は大変お忙しい中お集まり頂きまして誠にありがとうございます。現在の委員の出席者数は19名でございます。協議会開催の委員定足数に達していることをご報告いたします。池田会長、進行をよろしくお願いいたします。

○会長

それではこれより令和6年度第1回豊島区国民健康保険運営協議会を開会いたします。本協議会の運営規則にのっとり、会議の議長を私、池田裕一が務めさせていただきます。なお、本日の議事録署名委員は、佐野雅昭委員、小甲正雄委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは初めに、高際区長より、ご挨拶がございます。

○区長（挨拶）

○会長

それでは続きまして、本日出席の理事者をご紹介します。藤田区民部長、木山健康部長、梅本国民健康保険課長、副島高齢者医療年金課長、時田介護保険課長です。

それでは議事に入ります。協議会の円滑な運営にご協力をよろしくお願いいたします。本日区から運営協議会に諮問が1件、また報告が3件あるようでございます。まず、諮問につきましては、高際区長からお願いいたします。

○区長（諮問文朗読、会長へ手渡す）

○会長

なお、高際区長はこの後、別の公務のため退席されますのでご了承頂きますようお願い申し上げます。

それでは議事に入りますが、委員の方々のご意見を頂く前に、今回の諮問について詳細をお聞きしたいと思います。理事者より説明をお願いいたします。

○国民健康保険課長（説明）資料 1

○会長

それでは委員の皆様からのご発言を頂きたいと思います。なお、発言の際はお手元のマイクスイッチを入れてからご発言頂くようお願いいたします。それではご質問のある方は挙手をお願いいたします。

○委員

「資料 1」の 2 の改正内容について質問をいたします。（1）②ですが、一つの条に規定されていたものが二つの条に分割されたということで、この新旧対照表を見ますと、国保法第 5 2 条、この一条に規定されていたものが、この第 5 2 条と、第 5 4 条の 3、この二つの条に分かれたと受け止めています。法律の文章が具体的に書かれていないので、どのようなことなのか分かりません。そこで、この二つの条に分かれたことについて、説明を頂きたいと思います。

○国民健康保険課長

こちらは健康保険証の廃止と同時に、資格証明書というものも廃止になります。それに伴う改正でございまして、特別療養費が支給される保険料滞納世帯の対象から除かれる特別事情について、現行法にもそれが規定されているのですが、法律の第 5 4 条の 3 に、従来の規定と同様の項目を盛り込むことになりました。そのような改正となります。

○委員

保険料を納めることができない方に対して、制裁措置である資格証明書、この交付は廃止という説明でした。同じく、保険証の有効期間を短くする短期被保険者証、こちらについてはどのようなようになるのでしょうか。

○国民健康保険課長

資格証・短期証とも今後発行がなくなるということになります。

○委員

その二つがなくなるということですがけれども、制裁措置についても、同じようになくなるということでもよろしいでしょうか。

○国民健康保険課長

従来のような資格証・短期証といった、通常の保険証と異なるものをお渡しするというような対応はなくなりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、特別療養費についての規定というのはそのまま残りますので、保険料の滞納がある方などについては特別療養費で対応するというを引き続き行ってまいります。

○委員

国保法第54条の3「特別療養費の支給」ということで残る、実質には何ら変わらない、ということを受け止めました。

マイナ保険証については、様々な意見がもう国民から出ています。反対しない方からも、拙速に進めないでほしい、一旦立ち止まってほしい、そういう声を無視するかのようになんて進めている。コマーシャルでも、区の広報を見ても、いろいろなメリットは聞いておりますけれども、そういった国民の不安の声について、豊島区としてはどのように受け止めているのか。そのことについて教えてください。

○国民健康保険課長

様々なご不安の声というのは報道などで目にしているところでございます。ただ不安の多くが、自分の情報とは違う、別人のものが紐づけられていたというのが報道されていたと思います。豊島区の国民健康保険、それから後期高齢者医療もそうですけれども、自治体が運営している国民健康保険につきましては、住民記録システムから、その情報をそのまま使いますので、紐づけ誤りなどは起こっておりません。ただ、ご不安に感じている方がいらっしゃるということは事実だと思いますので、今後そういったご不安の解消に向けた、対応というのを進めてまいるといことで、後ほどご報告事項におきましても、その点についてご説明をさせていただきたいと存じます。

○委員

私は、健康保険証は廃止せずに残すという立場ですので、諮問されたこの条例の一部改正については、反対いたします。会長、取扱いよろしく願います。

○会長

そのほかご質問・ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは今反対のご意見がございましたので、一部反対の意見がありましたことを付して答申としたいと存じますがよろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

では続いて報告案件です。進め方といたしましては、国民健康保険事業の実績及び取組について、令和6年度国民健康保険事業会計の補正について、国民健康保険証等マイナンバーカードの一体化についての3件をまとめて理事者から説明頂き、その後、質疑応答を行いたいと存じます。それでは、理事者より説明をお願いいたします。

○国民健康保険課長（説明） 資料2-1 資料2-2 資料3 資料4 資料5

○会長

それではただいまの報告に関して、何かございますでしょうか。ご質問・ご意見等ございますか。

○委員

二、三点確認させていただきたいことがあります。まず資料2-2になります。収納状況等についての2番のところで、令和5年度の主な取組というのがありますが、こちらの②新たなアプローチによる徴収強化の(1)過去未接触の滞納者についてのところですが、こちら検討となっていますが、実際に令和5年度にこのような取組はされたのかどうか、まずお知らせ頂きたいです。

○国民健康保険課長

こちらにつきましてはいろいろお手紙を送ったり電話をかけたりというアプローチを複数回繰り返してもなかなかお会いできない、お話ができないという方がいらっしゃるという状況があります。これにつきましては、職員の実例になってしまうのですが、あるお店を経営していらっしゃる方がいまして、そこに1回行って駄目で、また複数回行ってというようなアプローチも実際には検討だけでなく、実施したところでございます。

○委員

ありがとうございます。既に実施されているということであれば追加でお伺いしたいのですが、アウトリーチ型で、滞納している方々に対して、接触して行くときの区の姿勢みたいところで、あくまでもお支払いくださいという督促の面が強いのか、それともやっぱり中にはどうしてもお支払いできない状況の方もいらっしゃると思いますので、必要なほかの支援につなげるというような、やり方を重視されているのかその辺、区の姿勢、見解を教えてください。

○国民健康保険課長

なかなかお会いできない、お話ができないという方ですとどんな状況にお困りなのかというのが把握できないというところで、何とかしてお会いして、生活の状況ですとかそういったものを把握させていただきたいと思っこのこういった取組でございます。また、相談にお越し頂ける方につきましても、しっかりと、現在の生活の状況をお聞きしまして、お困りの状況があれば必要に応じて、くらし・しごと相談支援センターですとか、そういったところにつなぐという生活支援を重視した、納付相談というのを行っているところでございます。

○委員

ありがとうございます。様々なご事情で、「つい忘れてしまった」という方もいらっしゃると思いますし、「本当に難しい」という方もいらっしゃると思いますし、様々なと思います。収納率の向上というのももちろん、しっかりと行っていくべきだと思うのですけれども、支援が必要な方に関しては、ほかの横のつながりといったところにもしっかりと取り組んで頂ければと思います。

もう1点質問しても大丈夫でしょうか。続けて資料5になるのですけれども、マイナンバーカードとの一体化についてのところで、そもそもマイナンバーカードの取得は任意とされてきたところがあるので、その点で念のため確認させていただきたいのが、令和6年12月2日以降に紙の保険証が廃止になるといったところで、有効期限が人によって様々かと思うのですけれども、最長来年の9月30日まで、これ以降に切れてしまう方々、すぐに切れてしまう方々に、資格確認書というのは特に申請をしなくても、しっかりと区のほうから交付されるという認識で合っていますか。

○国民健康保険課長

資格確認書につきましては申請によらず職権で交付させていただきます。

○会長

ほかにご質問、ご意見等ございますか。

○委員

資料2-1の収納率向上の取組のところで、質問させていただきたいです。

それに先立って、先ほどのご説明の中で、今回伸び率が23区中1位ということで関係者の方にはまずお礼申し上げたいと思います。何か月前の会議のときにおっしゃられた方がいたと思うのですけれども、順位もさることながら、収納率が本来でしたら100%、滞納なしというのが望ましいところで、1位の目黒区でさえも90%ですので、1割払ってない方がいらっしゃる。これは本来望ましい形ではないので、やっぱり目指すのは、収納率100%、不可能な数字ではないと思います。やっぱり90%を超えて98%・99%になることは可能だと、やり方次第だと思いますので、そこは目指していただきたいです。

それと、質問なのですけれども、具体的に豊島区の場合は特殊要因ということで、外国人の比率が、23区の中でも比較的高いということで、外国人の方の滞納率が高い、もし外国人を抜いた場合の日本国籍の方の収納率は実はトップレベルということで、私の記憶があるのですが、具体的な数字が分かれば教えていただきたいと思います。

○国民健康保険課長

令和5年度の現年分の収納率について申し上げますと、日本人全体の収納率は91.32%でございました。外国人の方の収納率は73.81%と、下がるような状況になってございます。

○委員

外国人の中の比率について、前回、たしか中国の方はどうしても池袋の周辺に多いと

いうことで、その滞納率の中でも国別で差があるということだったのですが、分かる範囲で教えていただきたいです。

○国民健康保険課長

様々な国籍の方が、豊島区にお住まいになっているわけなのですけれども、その中で中国の方は比較的、日本人にまでは及びませんが、収納をいただいているという状況です。割と低いというふうに見ているのは、ベトナムの方とか、ミャンマーとかネパールとか、その辺りの国の方の収納率が、中国の方などと比べると低くなっているという状況でございます。

○委員

中国の方の支払い率は外国人の中では高いということなのですけれども、恐らく人数的には多く、影響力というのがあると思うので、可能な範囲で教えていただきたいです。上位の3番ぐらいでいいのですけれども外国人の人口比率ってどのぐらいなのでしょう。

○国民健康保険課長

それぞれ国籍別にということでもよろしいでしょうか。割合という形ではなく、人数でお答えをさせていただきますけれども、中国、台湾の方が、令和5年度で9,997人、ミャンマーの方が2,218人、ネパールの方が2,005人、ベトナムの方が1,549人というような状況になってございます。

○会長

他にございますでしょうか。それでは予定しておりました報告は全て終わりました。

それでは以上をもちまして、令和6年度第1回豊島区国民健康保険運営協議会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。